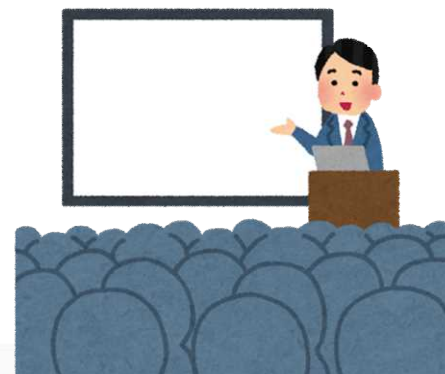


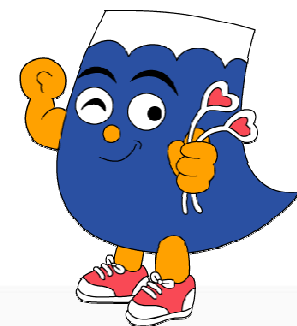
静岡県

# 令和6年度 県制度融資の概要 (県制度融資の説明)

令和6年3月19日(火)  
静岡県 経済産業部 商工金融課



# 1 県制度融資の概要



# 1-① 中小企業向け制度融資の趣旨

- 中小企業や小規模企業にとって、民間金融機関からの資金調達環境は厳しい  
(要因:信用力が弱い、融資規模が小さい(=金融機関側の採算性が低い)  
収益性や安全性の指標が低い など)
- 中小企業は県内事業者の大半を占め、県内経済の発展に寄与するとともに  
雇用の維持・拡大に貢献



県による公的支援

<県制度融資とは>

中小企業や小規模企業が民間金融機関から融資を受けやすいように、県が定めた条件のもと、県、金融機関及び信用保証協会が協力して貸付を行うもの(貸付主体は金融機関)

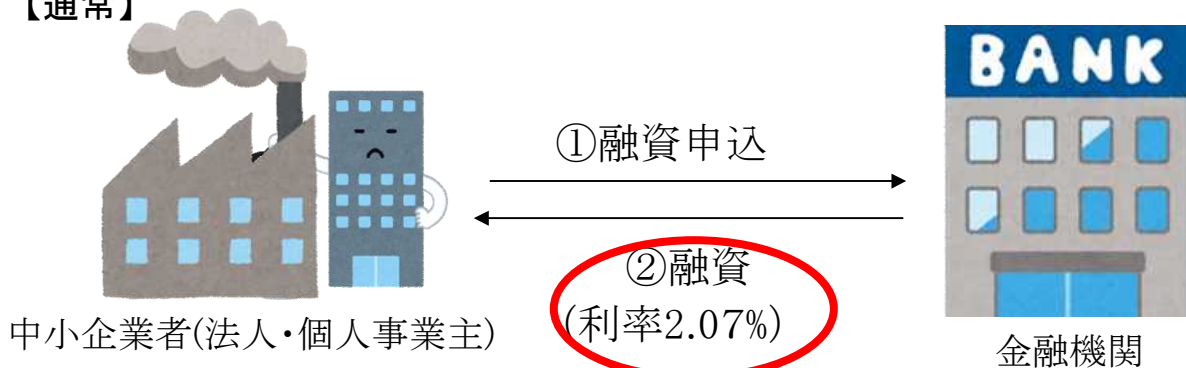


# 1-② 県制度融資とは

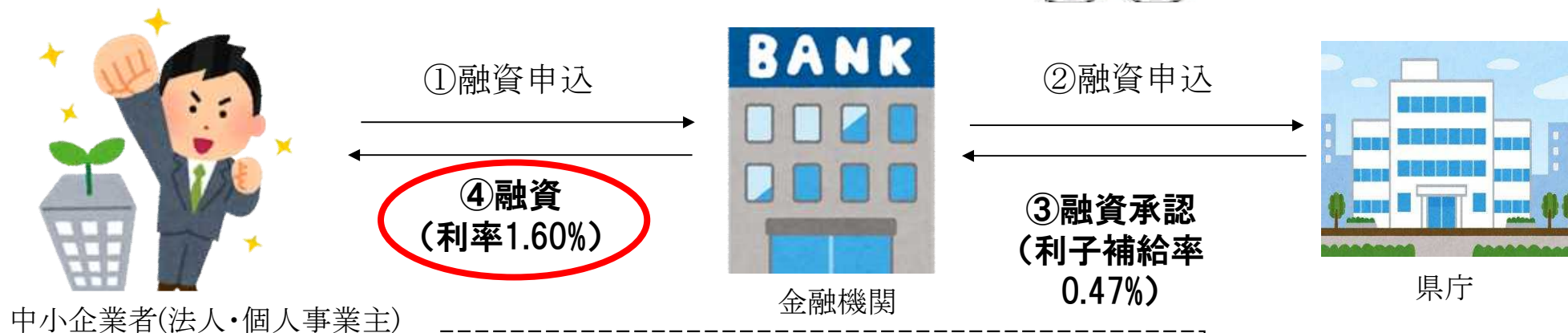
県が金融機関に利子補給を行い、中小企業者の利子負担を軽減する制度

## ■ 利率2.07%で融資する場合

【通常】



【県制度融資を利用すると・・・】



資金メニューによって融資利率や利子補給率が異なります。

# 1-③ 利子負担の軽減額

経済変動対策貸付 5,000万円を借入れ、10年で返済する場合  
(SN5号利用、月々返済額：42万1千円の例)

## ■ 県の利子補給がない場合(年利2.07%)

	支払利息(a)	県利子補給(b)
支払利息(1年)	約 987千円	-
支払利息(10年)	<b>約5,165千円</b>	-

## ■ 県の利子補給がある場合(年利1.60%、県利子補給率0.47%)

	支払利息(a)	県利子補給(b)
支払利息(1年)	約 763千円	約 224千円
支払利息(10年)	<b>約3,992千円</b>	<b>約1,173千円</b>

1年で22万円、10年間で117万3千円の負担軽減



# 1-④ 融資対象者

## 融資対象者

県内に事業所を有する中小企業者（個人・会社）、組合等で以下の要件を備えている方

業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

根拠：中小企業信用保険法第2条

- ・ 資本金と従業員数のどちらかが該当すれば対象となります
- ・ 対象外：農林漁業・遊興性の高い業種（信用保証の対象業種を除く）・宗教法人 等



# 1-⑤ 資金使途

## 資金使途

各資金の趣旨に沿った事業資金（設備資金、運転資金）

## 資金の対象外

- ① 生活資金、住宅資金、投機資金、土地取得（一部資金除く）
- ② 「3」「5」「7」ナバ-の自動車取得資金（一部資金を除く）
- ③ 既借入金返済資金（一部資金除く）
- ④ 申込以前に契約又は設置されている設備（一部設備を除く）
- ⑤ 県外の工場店舗等に要する費用

# 1-⑥ 県制度融資一覧(R5年度)

## (1) 事業資金

原則保証必須

### ◎一般的な事業資金が必要な方

- ①経営改善資金
- ②小口零細企業貸付
- ③経営改善資金借換枠
- ④短期経営改善資金

## (2) 経営安定資金

保証必須

### ◎売上が減少、経営改善したい

- ①経済変動対策貸付
- ②新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付
- ③再生企業支援貸付
- ④連鎖倒産防止貸付
- ⑤中小企業災害対策資金

## (3) 特別政策資金

所定金利方式

①のみ保証必須

### ◎創業や経営革新等、特定の施策に沿った事業を支援するための資金

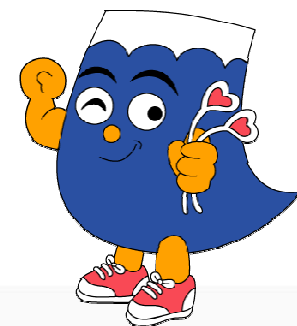
- ①開業パワーアップ支援資金
- ②新事業展開支援資金 (経営革新等貸付等)
- ③防災・減災強化資金
- ④地震リスク分散資金
- ⑤脱炭素支援資金
- ⑥成長産業分野支援資金 (成長産業分野支援貸付/クラスター産業分野支援貸付)
- ⑦ふじのくにフロンティア推進資金
- ⑧事業承継資金

※斜字体になっている資金は、変更点があります



## 2 令和6年度の制度融資

- ① 融資枠の概要
- ② 主な変更点（経営安定資金）
- ③ 主な変更点（特別政策資金ほか）



## 2-① 融資枠の概要

### R6融資枠

- 「新型コロナからの回復」や「脱炭素循環社会の構築」を踏まえて、  
全体の融資枠はコロナ前水準の1,200億円で設定  
(R5：新型コロナ関連資金を含めて1,700億円)
- そのうち、新型コロナ関連資金の返済が困難な事業者を支援するための  
借換資金（経営安定資金内）の融資枠を350億円

	R6 融資枠	R5 融資枠
事業資金	200	335
経営安定資金 (うちコロナ関連)	475 (350)	135
特別政策資金	525	730
コロナ資金(別枠)	0	500
合計	1,200	1,700

※単位：億円

## 2-②-1 R6変更点(経営安定資金)

○新型コロナの5類移行や経済情勢の変化を踏まえて、  
下記の資金の**新規受付を終了**

### R5終了資金

資金名	申込期限
経済変動対策貸付 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	令和6年3月29日(金) 静岡県信用保証協会 受付分まで
経済変動対策貸付 (原油・原材料高対応枠)	

## 2-②-2 R6変更点(経営安定資金)

○国の借換保証、経営改善サポート保証（感染症対応型）が6月30日まで3か月間延長されたことに伴い、保証制度に対応する**2つの県制度融資を3か月間延長**

資金名	取扱期限
新型コロナウイルス感染症対応 伴走支援特別貸付	令和6年 <del>3月31日</del> → <b>6月30日まで</b> ※詳細は後日、ご連絡
再生企業支援貸付 新型コロナウイルス感染症対応枠	

※7月1日以降は、新たに創設する経済変動対策貸付 新型コロナ  
ウイルス感染症関連資金借換枠により対応(次ページ)

## 2-②-3 R6変更点(経営安定資金)

### ○R6年度の新型コロナ関連資金

コロナ資金の返済に不安が残る事業者を対象にコロナ借換枠を創設

資金名	(R5から延長) 新型コロナウイルス感染症対応 伴走支援特別貸付		(新設)経済変動対策貸付 新型コロナウイルス感染症関連資金 借換枠	
資金用途	設備・運転・借換		運転・借換	
融資限度額	1億円		1億円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (5年以内)		10年以内 (2年以内)	
融資利率	SN4号	SN5号・普通保証	SN4号	SN5号・普通保証
	1.50%	1.60%	1.69%	1.79%
利子補給率	0.47%		0.28%	
融資条件等	経営行動計画の作成 金融機関の伴走支援		借換は県制度融資 「新型コロナ関連資金」に限る	
取扱期間	令和6年4月1日～ <u>6月30日</u>		令和6年7月1日以降	

## 2-③-1 R6変更点(特別政策資金ほか)

○制度融資の事業見直しの結果、下記の資金の  
**新規受付を終了**

**R5終了資金**

資金名	備考
新分野貸付	
成長産業分野支援貸付(新分野貸付要件)	
クラスター産業分野支援貸付	成長産業分野支援貸付 に統合(名称変更有り)
(中堅・大企業向け制度融資) 産業成長促進資金	



## 2-③-2 R6変更点(特別政策資金)

### ○新事業展開支援資金「経営革新等貸付」

- ・認定を受けた**経営力向上計画**に従って、新事業活動を実施する場合、設備資金のみが対象。**運転資金は対象外**

対象となる計画	承認・認定機関	資金使途
経営革新計画	県	設備・運転
<b>経営力向上計画</b> (新事業活動の実施に限る)	国	<b>設備</b>
先端設備等導入計画	市町	設備
地域経済牽引事業計画	県・市※	設備・運転

※静岡市、浜松市、牧之原市の3市のみ

## 2-③-3 R6変更点(特別政策資金)

### ○脱炭素支援資金の対象追加

- ・既存の3要件に加えて、**温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出する事業者を利用可能とする**

対象	資金使途
新エネ・省エネ設備の導入 (例：太陽光発電設備)	設備
温室効果ガス排出削減に寄与する設備の導入 (例：EV(電気自動車))	設備
環境に配慮した工場等建築物の建設	設備
温室効果ガス排出削減計画書を作成した事業者が、計画に基づき事業を実施する場合	設備・ <b>運転</b>



# 2-③-4 R6変更点(特別政策資金)

## ○脱炭素支援資金の概要

要件	新エネ・省エネ(特別型)、 次世代自動車、工場等建築物	温室効果ガス排出削減計画書制度
資金使途	設備	設備・運転
融資限度額	1億円	
融資期間 (据置期間)	10年以内 (1年以内)	
融資利率	1.47%	1.67%
利子補給率	0.67%	0.47%

区分	設備資金	運転資金
対象	省エネ補助金の交付決定の対象 となった設備	「計画書」別紙1の3に記載のある 取組に必要な資金
具体例	エアコン、給湯器、ボイラ、LED、送風 機、測定器、生産設備等	セミナー参加費、専門人材雇用費、 広告宣伝費、新製品開発の仕入資金等

# 2-③-5 R6変更点(特別政策資金)

## ○脱炭素支援資金(温室効果ガス排出削減計画書)

<省エネ補助金申請時に作成する計画書(任意の作成も可)>

- ・温室効果ガス排出削減計画書 別紙1

### 3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るための対策

事業年度	対策区分	対策	期待する削減効果
6	運用対策	環境マネジメントシステム～(略)～責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。	0.5%

<制度融資申込時に作成する資金使途説明書。具体的な資金使途を記載>

- ・様式第10号 温室効果ガス排出削減計画に係る資金使途説明書

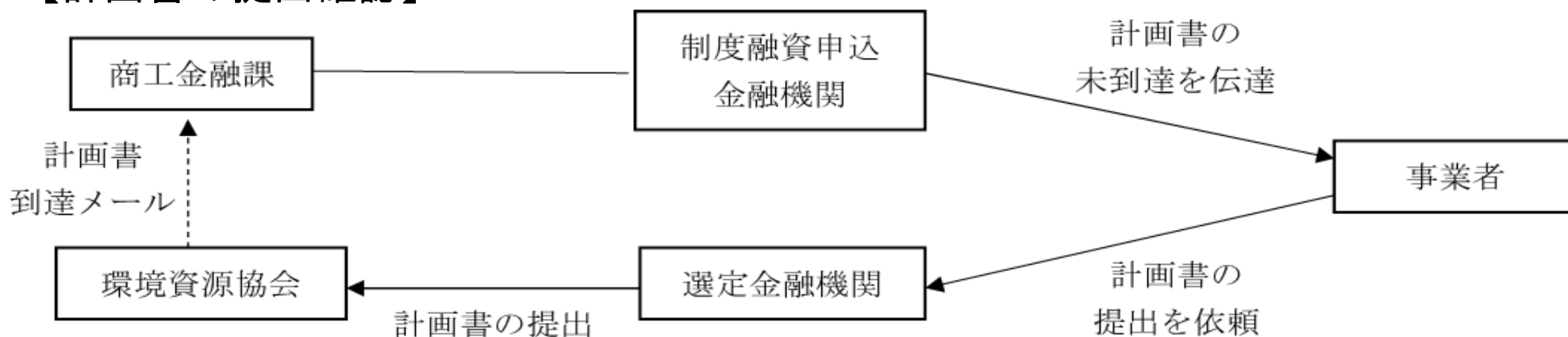
具体的な資金使途・費目	金額
責任者に係る人件費 300千円×1名×6ヶ月分=1,800千円	3,000千円
研修への参加費用 20千円×30名×2回=1,200千円	
	千円
合計(今回の融資申込金額)	3,000千円

## 2-③-6 R6変更点(特別政策資金)

○脱炭素支援資金(温室効果ガス排出削減計画書制度)の注意事項

- ・運転資金の対象は**温室効果ガス排出削減計画書の別紙1の3に記載のある取組**に必要な資金です。運転資金であれば何でも利用できるわけではありません。
- ・計画書を**県に提出した事業者が融資対象者**となります。  
選定金融機関への「計画書」提出では、対象者になりません。

### 【計画書の提出確認】



# 2-③-7 R6変更点(特別政策資金)

## ○成長産業分野支援資金

- ・クラスター産業分野支援貸付を成長産業分野支援貸付に統合
- ・成長産業分野支援貸付の対象であった「スポーツ産業」を削除

### <R5とR6の比較>

R 5
<u>成長産業分野支援貸付</u> ①医療・福祉機器等 ②ロボット ③航空宇宙 ④光・電子 ⑤環境技術関連 ⑥新エネルギー ⑦次世代自動車 <u>⑧スポーツ産業</u> ⑨CNF関連
<u>クラスター産業分野支援貸付</u> ・ファルマバレー ・フーズ・ヘルスケアオープンイノベーション ・フォトンバレー



R 6
<u>成長産業分野支援資金(成長産業分野)</u> ①医療・福祉機器等 ②ロボット ③航空宇宙 ④光・電子 ⑤環境技術関連 ⑥新エネルギー ⑦次世代自動車 ⑧CNF関連
<u>成長産業分野支援資金(プロジェクト分野)</u> ・ファルマバレー ・フーズ・ヘルスケアオープンイノベーション ・フォトンバレー



## ◎県制度融資に関する問い合わせ

・静岡県経済産業部商工金融課

(TEL : 054-221-2513 ・ 2519 ・ 2525)

## ◎商工金融課ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1041028/1028421.html>

